

第477回（定例）福崎町議会会議録

平成30年3月2日（金）
午前9時30分開会

1. 平成30年3月2日、第477回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 6 報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 7 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号））
- 第 8 議案第 2号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
- 第 9 議案第 3号 福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 4号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

			ついて
第 1 1	議案第 5 号		福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 6 号		第 7 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について
第 1 3	議案第 7 号		福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
第 1 4	議案第 8 号		平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について
第 1 5	議案第 9 号		平成 2 9 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 6	議案第 1 0 号		平成 2 9 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 1 7	議案第 1 1 号		平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
第 1 8	議案第 1 2 号		平成 2 9 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 1 9	議案第 1 3 号		平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 2 0	議案第 1 4 号		平成 3 0 年度福崎町一般会計予算について
第 2 1	議案第 1 5 号		平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 2	議案第 1 6 号		平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 3	議案第 1 7 号		平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 2 4	議案第 1 8 号		平成 3 0 年度福崎町水道事業会計予算について
第 2 5	議案第 1 9 号		平成 3 0 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 2 6	議案第 2 0 号		平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 2 7	議案第 2 1 号		福崎町道路線の廃止及び認定について
第 2 8	議案第 2 2 号		教育長の任命について

1. 本日の会議に付した事件

第 1	会議録署名議員の指名		
第 2	会期の決定		
第 3	諸報告		
第 4	報告第 1 号		議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 5	報告第 2 号		議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 6	報告第 3 号		議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
第 7	議案第 1 号		専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 5 号））
第 8	議案第 2 号		市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
第 9	議案第 3 号		福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 0	議案第 4 号		福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 5 号		福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 2	議案第 6 号		第 7 期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に

- ついて
- 第 1 3 議案第 7 号 福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
 - 第 1 4 議案第 8 号 平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 6 号）について
 - 第 1 5 議案第 9 号 平成 2 9 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 1 6 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 1 7 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
 - 第 1 8 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 1 9 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
 - 第 2 0 議案第 1 4 号 平成 3 0 年度福崎町一般会計予算について
 - 第 2 1 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第 2 2 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
 - 第 2 3 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 第 2 4 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度福崎町水道事業会計予算について
 - 第 2 5 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
 - 第 2 6 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度福崎町下水道事業会計予算について
 - 第 2 7 議案第 2 1 号 福崎町道路線の廃止及び認定について
 - 第 2 8 議案第 2 2 号 教育長の任命について

1. 開会

- 議 長 皆さん、おはようございます。
- 第 4 7 7 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。朝夕はまだ寒い日が続いておりますが、日ごとに日足も伸び、春の兆しを感じられる好季節となってまいりました。
- 議員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。
- さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 号から議案第 2 2 号までの 2 5 件であります。平成 3 0 年度予算など、いずれも重要な案件でありますので、慎重に審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。
- ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。
- 定足数に達しております。
- よって、第 4 7 7 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。
- また、総務課及び事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたします。
- ただいまから、第 4 7 7 回福崎町議会定例会を開会いたします。
- これより本日の日程に入ります。
- 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。
7番、木村いづみ議員
8番、山口 純議員
以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る2月23日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から3月26日までの25日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月26日までの25日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
12月22日の第476回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局より報告させます。
事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
1月7日、田原小学校において、福崎町消防団出初式が開催され、議長ほか各議員が出席し、議長が祝辞を述べてまいりました。
同じく、1月7日、姫路市シロトピア記念公園において、姫路市消防出初式が開催され、副議長が出席いたしました。
1月8日、エルデホールにおいて、平成29年度成人式が行われ、議長ほか各議員が出席し、議長がお祝いの言葉を述べてまいりました。
1月21日、姫路市花の北市民広場において、「銀の馬車道・鉱石の道」日本遺産認定記念シンポジウムが開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。
2月25日、エルデホールにおいて、もち麦の可能性を考えるフォーラムが開催され、議長が出席いたしました。
3月1日、文化センターにおいて、老人大学閉講式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。
その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。
次は、議案の上程及び議案説明であります。
これより、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、議案第22号、教育長の任命についてまでの2

5件を議題といたします。これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆さん、おはようございます。

第477回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りまことにありがとうございます。

本年に入り、厳しい寒さの日が続きました。北陸地方を中心に積雪の記録が各所で塗りかえられ、交通機関の乱れや家屋の被害も多数発生いたしました。また、人命も失われました。2月の中旬に入りますと、ようやく寒さも和らぎ、日差しの中に暖かさを感じられるようになりました。庭の木々の芽も膨らみ、梅の花も咲き、春めいてまいりました。これからも三寒四温を繰り返す中で、桜の季節を迎えるわけですが、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。

平成29年度は全国各地において非常に災害が多い年となりました。福崎町でも8月のゲリラ豪雨や9月の台風18号により、床下浸水、農林や土木の施設の被害が多く発生いたしました。私は安全・安心のまちづくりを公約に各種の施策を講じていますが、その重要性を再認識した1年でもありました。

2月に成立した平成29年度の国補正予算においては、防災・減災対策や総合的なTPP等関連施策に重点的な配分がありました。当町関係分では、防災・減災対策として町道大貫山田線の冠水対策に6,000万円、県事業では、砂防事業3カ所を事業完了させるために9,000万円、ため池改修事業の推進に3,920万円、TPP等の関連施策として、ほ場整備事業の推進に2,400万円という多額の配当を受けることができました。

昨年11月に地元選出の国会議員を初め国土交通省、農林水産省に対して要望を行い、町の現状を訴え、関係各省に知っていただいた結果だと喜んでいるところでもあります。これにより、自然災害によるリスク低減や農地のさらなる利便性の向上及び競争力の強化が図られることを期待しているところでもあります。

また、2月6日から7日にかけて国会議員、関係省庁に平成30年度、予算編成に係る要望を行いました。今後とも県と調整を図りながら国、補助事業の予算確保に努めてまいります。

さて、我が国を取り巻く社会や経済情勢に目を向けますと、「景気は緩やかに回復している。」としていますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があると、依然として不透明な状況にあります。

一方、国内に目を向けますと、消費者物価は横ばいではありますが、個人消費・輸出が持ち直しの動きを見せ、設備投資・生産は緩やかに増加、雇用情勢は着実に改善、景気は緩やかに回復しているようでもあります。

このような中、政府は、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現するため、経済財政運営と改革の基本方針、まち・ひと・しごと創生基本方針及びニッポン一億総活躍プラン等を着実に実行するとともに人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、12月に閣議決定を行いました。新しい経済パッケージを着実に実行するとしています。

国の平成30年度予算フレームでは、歳入面では、税収を59兆1,000億円と見込み、一般会計予算総額では97兆7,128億円となり、プライマリーバランスは対前年度と比べ若干の改善となりますが、国と地方を合わせた30年度末の債務残高が、1,107兆円と見込まれ、依然として厳しい財政状況が続いています。

また、兵庫県では、行政改革の最終年度に当たり、行財政構造改革の総仕上げ

として収支不足の解消を目指し、いわゆるプライマリーバランスの改善に取り組んでいます。新規事業では、県政150周年記念事業のソフト事業や、ひょうご地域創生交付金が創設されました。

このような中、本町では、国、県の施策の動向を注視しつつ、第5次総合計画の実現と、福崎町総合戦略の取り組みを進めるとともに、行政改革の不断の取り組みと実行等により、人口減少・少子高齢社会であっても、創意と工夫で輝くまちを築いていくための予算編成を行いました。

一般会計の予算総額は90億1,400万円で、対前年度比3億1,400万円、率として、3.6%増となりました。

特別会計の国民健康保険事業では、制度の改善と国民皆保険体制の安定化を図るため、兵庫県が財政運営の責任主体として事業運営に中心的な役割を担うという大きな制度改革が行われます。町においては、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き行います。保険税の算定につきましては、新制度に対応するよう資産割を廃止して3方式（所得割・均等割・平等割）へ移行するとともに、税負担の急激な増加を抑制するため、基金等の活用により適正な税率設定を行います。

後期高齢者医療事業では、兵庫県後期高齢者医療広域連合において2年に1度の保険料改定が行われ、平成30年度・31年度の保険料が決定しました。

高齢者に係る医療保険制度については、段階的な見直しが実施されており、被保険者の負担にも大きくかわることから、正確な情報提供、わかりやすい広報に努めてまいります。

介護保険事業では、第7期事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の3年間の介護保険料改定にあわせ、所得段階の基準所得金額の改正及び低所得者の介護保険料軽減強化を行います。また、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みなど各種事業を推進します。利用者負担では、現役世代並みの所得のある方に対し、その見直しが行われることとなります。

福崎町の上下水道の各種事業の迅速な対応と、町重要施策の執行体制を確立するため、上下水道事業管理者を配置します。水道事業では、安全で安心な水の安定供給を図るため工業団地配水池を更新します。下水道事業では、長目地区コミュニティプラント施設を公共下水道へ統合し、効率的な施設運営を図ります。また、市街地の浸水被害の解消を図るため、川すそ雨水幹線の整備を推進してまいります。

歳出における第5次総合計画の政策の柱ごとの主な事業は、第1の柱、地域づくり（参画と協働）では、自治会における自律（立）のまちづくり交付金事業を継続し実施いたします。地方と国の連携、事務の簡素化・効率化を図るため、所得税の確定申告書等について、e-Taxに直接送信できる電子申告システムを導入いたします。また、総合計画につきましては、平成31年度からの後期に向けて、基本構想の見直しや新たな基本計画の策定等に取り組めます。策定に当たっては、審議会、まちづくり委員会等で、活力にあふれ、風格のある、住みよいまちづくりの具体策を検討いたします。

第2の柱、教育・文化（ひとづくり）では、公立幼稚園4園及び私立こども園2園の幼保連携型認定こども園により、就学前保育・教育の充実に取り組めます。子育て支援では、平成31年度の子ども子育て支援事業計画の策定に向け、アンケートを実施いたします。また、子育て世代包括支援センターにおいては妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないサービス提供の充実を図ります。

老朽化の進んでいる学校施設、小中学校でありますけれども、計画的な長寿命

化を図るため、前年度に実施した調査をもとに長寿命化計画を策定いたします。

高岡小学校では、プールの漏水に対応するため改修工事に取り組み、各小中学校での空調設備設置に向け実施設計を行います。また、交流事業として、町内小学生が遠野市を訪問し、民俗学の父、柳田國男を軸とした児童交流を行います。第39回山桃忌は、「柳田國男と遠野物語」をテーマに、講演会やシンポジウム、また、遠野の民俗芸能を披露し「柳田國男生誕の地福崎町」を広く発信いたします。

学校給食共同調理センターでは調理及び配送業務を民間委託し、官民の利点を生かした安全で安心な学校給食に努めます。

第3の柱、生活・環境（安全）では、防災マップについて、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域でありますけれども、これら等、また市川浸水想定区域の見直しを反映し更新を行います。

農村地域防災減災事業の県営事業として、桜上池は本工事を実施し、板坂・三谷池につきましては詳細設計を行います。また、大門・大年谷池、板坂・奥池の耐震診断、整備計画書作成と受益面積0.5ヘクタール以上のため池の一斉点検を実施いたします。

ごみ処理事業では、新たに、水銀汚染防止法による責務として水銀使用廃製品収集を行います。また、小型家電リサイクル法による取り組みとして小型家電の回収を行います。

第4の柱、健康・医療・福祉（安心）でありますけれども、巡回バスのまちなか便のダイヤ変更をはじめ、郊外便の運行日数をふやすとともに、市町間連携バスの運行など、サービス・利便性の強化を図ります。

母子保健事業では、新たに3歳児検診に視覚検査機器を導入し、視力測定を行い、眼の疾患の早期発見に努めます。成人保健事業では、データヘルス計画に沿った取り組みとして、糖尿病重症化予防事業等を実施します。また、女性のがん検診受診率向上啓発事業としてピンクライトアップ事業を継続して実施いたします。予防接種事業では、昨年10月から実施しています、子どもインフルエンザ予防接種費用助成事業を継続し、学級閉鎖の防止や重症化予防などに努めてまいります。

第5の柱、産業振興（活力）では、福崎秋まつりと、ひょうご森のまつり2018を11月4日に同時開催いたします。

高岡・福田地区の県営ほ場整備事業は、工事に着手し、山崎地区におきましては、ほ場整備事業の実施検討に向けた調査業務を実施いたします。

商工・観光では、地方創生推進交付金事業として第5回妖怪造形コンテストを実施し、駅前では妖怪モニュメントを設置いたします。

また、ひょうご地域創生交付金事業として、観光用ベンチの設置や駅周辺では〇〇まるしえを実施し、地域のにぎわいづくりに努めるほか、七種山遊歩道等の整備を行います。

第6の柱、まちの基盤、利便・快適性でありますけれども、福崎駅周辺整備事業は社会資本総合整備計画の最終年度を迎えます。福崎駅田原線の用地交渉と並行して土地収用手続を進めるとともに、県道甘地福崎線や交通広場等の整備を進めてまいります。辻川界限におきましても、観光交流センターや道路整備等の進捗を図ります。橋梁整備事業では、長寿命化修繕計画に基づき西治長野線の無名橋かけかえのほか4橋の補修工事及び定期点検等を実施いたします。また、福崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、駅前団地の建てかえを行います。

平成30年度に取り組む各課ごとの事業でありますけれども、総務課におきま

しては、地域に出向き、直接住民から意見をいただく行政懇談会を引き続き実施し、新年度で、全ての集落で実施することとなります。ここでいただいた意見を町政施策へ反映することにより、きめ細かい行政を目指してまいります。

職員におきましては、時代の変化やニーズに対応した政策形成能力を高めるため、各種研修機関での研修や県との人事交流の充実に努めてまいります。

女性のもつ豊かな感性や生活体験を通じた視点による率直な意見、提言をいただくため、女性委員会の活動を引き続き進めてまいります。

企画財政課におきましては、予算編成に当たっては、第5次総合計画及び人口維持と地方創生を目指した総合戦略の実現に向け、積極的な予算編成を行いました。

健全な財政運営については、大型事業を進める一方で、中長期的な見通しを念頭に置きながら、第5次総合計画、また行政改革実施計画に沿って改革に取り組んでまいります。安定的な財政運営に努め、限られた財源を、賢く使う取り組みを行うため、統一的な基準による地方公会計の整備を進めてまいります。

税務課につきましては、各税目ごとの課税客体の的確な把握に努めてまいります。個人住民税、国民健康保険税では、未申告者の減少に努めてまいります。法人住民税、償却資産に係る固定資産税では税務調査により、適正な課税を行います。また、新年度は兵庫県全体での取り組みとして、全ての給与支払い者を個人住民税の特別徴収義務者として指定し、収納率の向上を図ってまいります。滞納管理システムを活用し、業務の効率化を図るとともに、税の公平性の確保に向け、財産調査・納税相談等を継続して行い、滞納者の生活実態の把握に努めながら、適正な滞納整理を行います。債務承認・分納誓約などにより時効の中断を図りながら、差し押さえ・換価などの滞納処分を行うことにより収納率の向上に努めてまいります。また、滞納整理対策委員会においても、関係課と連携を図りながら、引き続き滞納整理に取り組んでまいります。

地域振興課につきましては、商工振興では、福崎町商工業振興基本条例の理念にはかり、福崎町商工会と連携を密にして、町内の中小規模事業者にも配慮した商工業振興に取り組めます。特に、なっ得商品券は、前年度と同様に発行額を7,700万円とし、地域内資金循環の拡大を図ってまいります。また、買い物弱者対策を推進していくため移動販売車の運行を目指した実態調査支援を行います。

消費生活では、町民の皆さんが安心して暮らせるよう、消費生活相談の充実に努めるとともに積極的に出前講座にも出向き、消費者被害の防止に取り組めます。

本年度、自律（立）のまちづくり交付金事業は、33の全ての自治会で取り組まれました。新年度におきましても、全ての自治会で取り組んでいただけますよう啓発するとともに、さらなる地域づくりの充実に努めてまいります。

駅周辺や新町、辻川地区の文化と観光をベースとしたエリアのまちづくりを推進するため、歴史的建築物等の積極的活用に取り組む自治体や金融機関等の民間企業で構成する地域資産活用協議会に参画し、地域で協力して文化・観光まちづくりに対する取り組みを進めてまいります。

また、一般社団法人ノオトや神戸新聞社とともに3月1日、昨日でありますけれども、これら等につきまして、拠点施設「タケムラ」を開業いたしました。さらなるまちの活性化に取り組んでまいります。

住民生活課につきましては、個人番号カードでは、子育てワンストップサービスのPRや写真撮影の無料サービスを行い、普及啓発を行います。

児童生徒の通学の安全確保のため、通学路に防犯灯やグリーンベルトの設置に取り組めます。

町営住宅の家賃滞納者につきましては、引き続き滞納整理対策委員会で協議しながら滞納家賃の減少に努めてまいります。

防災対策につきましては、近年の自然災害を踏まえ、防災力強化と減災を図るため、防災資機材の充実と自主防災組織の育成強化に努めてまいります。また、平日・昼間の初期消火活動及び消防団員の支援活動をしていただくための、機能別消防団員を配置します。

健康福祉課につきましては、子育て世代包括支援センターの相談機能を充実させるため、妊婦・新生児・乳幼児訪問・産前産後サポート事業の各教室等との連携を図りながら、妊娠期から子育て期における母親への切れ目のない支援を継続してまいります。あわせて子育て世代支援者連絡会を開催し、子育て関係者と要支援者についての情報を共有することにより、適切な支援を行います。

食育推進事業では、保健センターで全ての町民を対象に、健康食堂を開催いたします。生活習慣病予防に着目した食事をとることを習慣にしてもらうことや、地元でとれた食材を使い、安全な食の提供と特産品の普及に努めます。減塩・低カロリーなどのメニューで月1回昼食を提供し、食生活指導と共食の場をつくります。

介護保険の総合事業におきましては、要支援者と事業対象者となる方に対し、生活支援サービスやリハビリなどの支援に重点を置きつつも、本人の思い・家族の思い・住環境等に配慮した支援を行うとともに、必要とする方に適切な支援が提供できる体制づくりに努めます。

農林振興課につきましては、農業委員会では、許認可業務のほか、農地利用最適化推進業務を通じ、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積を進めてまいります。

各集落において、5年後、10年後の地域の農業がどうあるべきか、地域の皆様に考え取り組んでいただく、人・農地プランの策定をさらに推進いたします。また、多面的機能支払交付金事業の農地維持支払いに取り組む活動組織においては、新年度中に地域資源保全管理構想を策定する必要があり、未策定の集落に対し取り組みを推進いたします。

福崎町特産のもち麦については、もち麦産地振興協議会による「もち麦の可能性を考えるフォーラム」や県立大学、神戸医療福祉大学との連携を通して、もち麦の機能性食品表示の認証に向け取り組むとともに、もち麦を使ったレシピ開発にも、ご協力いただき、もち麦を生かしたブランド戦略を進めてまいります。

有害鳥獣対策は、防護柵設置の推進とともに、地元集落や農業者協力のもと猟友会による捕獲体制の強化を図ります。

国土調査では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課につきましては、都市計画の見直しでは、都市計画道路、福崎駅田原線の道路方線形の見直しを進めてまいります。また、西部と東部の工業団地拡大についての調査・検討を行います。特別指定区域制度の見直しにつきましては、新規居住者区域、特定区域の指定のための手続を継続して実施してまいります。

空き家対策につきましては、空き家等情報バンクへの登録をPRし、空き家の利活用を図ります。また、「空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、空き家対策のための協議会を設置し、特定空き家に対し指導・助言を行ってまいります。

上下水道課につきましては、水道事業では、健全な経営を将来にわたって持続させるための水道事業ビジョン及び経営戦略の策定に取り組んでまいります。ま

た、福崎駅周辺整備事業や道路橋のかけかえにあわせて配水管の新設・布設がえを行います。

公共下水道では、ストックマネジメント計画を策定し、効率的・効果的な施設の管理運営に取り組んでまいります。雨水対策では、川端雨水幹線市川放流口の改修を図るとともに直谷第2雨水幹線の事業化に向けて下水道事業計画の変更協議に取り組んでまいります。

福崎企業団地の污水管や水道配水管の布設跡、駅東雨水幹線の函渠布設跡については舗装本復旧工事を進めてまいります。

下水道事業会計では、新年度から資本費平準化債を借り入れ、一般会計からの繰入を抑制しつつ安定した経営を持続できるよう努めてまいります。

学校教育課につきましては、小中学校に学校教育指導員、不登校指導員、学習支援員、介助員、スクールカウンセラーを引き続き配置するとともに、前年度から配置しています、福祉の視点でサポートするスクールソーシャルワーカーを1名ふやし、両中学校区で教育課題の解決に取り組んでまいります。

幼小、小中学校の連携により、小1プロブレム、中1ギャップへの対応の取り組みをさらに進めるとともに、中学校英語教師による小学生への英語授業に取り組んでまいります。児童生徒の国際理解教育と小学校の英語教育を推進するため配置している2名のALTにより、前年度から本町の就学前教育の特色づくりとして始めた公立幼稚園の英語活動の充実を図るとともに、新学習指導要領の平成32年度改訂に向けて、新年度から小学校3・4年生の英語教育の先行実施を行います。

前年度に全台更新した小中学校児童生徒用パソコン及び教職員用パソコン、一部に導入したタブレット端末、教職員の業務改善のため新たに導入した校務支援ソフトの活用により、教育環境の充実を図ります。

給食共同調理センターは、食育推進計画に基づき、児童生徒の基本的な食生活・習慣・体づくりと、学校給食における地産食材の利用増進等により食育を推進してまいります。

社会教育課におきましては、兵庫県指定文化財大庄屋三木家住宅は、昨年4月より主屋部分の公開をしています。引き続き、特別展・講演会・またさまざまな四季の展示等を行い、三木家の魅力を発信してまいります。現在、ひな祭り等々を飾っているところであります。

柳田國男・松岡家記念館では、松岡静雄生誕140年を記念し、記念展等の事業を実施いたします。歴史民俗資料館では、吉識雅夫生誕110年を記念した企画展、明治150年を記念した特別展を開催いたします。

埋蔵文化財事業では、引き続き高岡・福田地区ほ場整備事業の本調査を実施いたします。

図書館では、住民の情報文化の核として情報の収集・発信に努めるとともに、子どもたちに読書習慣が身につくよう各種事業に取り組んでいきます。図書購入費も維持し、蔵書の充実を図ってまいります。

文化センターでは、各種講演会やセミナーを幅広い分野で実施し、生涯学習の拠点として充実を図ってまいります。エルデホールでは、3年計画で進めています音響設備の更新を完了させます。引き続き空調設備・自家発電設備の改修設計に取りかかり、施設の長寿命化を図ってまいります。

野外活動センターでは、老朽化の激しい管理棟テラスの改修工事を行い、安全な施設管理に努めてまいります。

続きまして、今議会提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

報告第1号から第3号の議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）につきましても、3件とも公用車運転中の職員が起こした事故でありまして、このたび、損害賠償の額を定め和解するため専決処分を行ったものでありまして、ここに報告するものです。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号）については、報告した交通事故について、速やかに賠償金を支払う必要があることから、一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認については、現組合議員のうち、田原選挙区に欠員が生じたため、新しく当選挙区から推薦された牛尾善秀氏を組合議員に就任することについて議会の同意を求めるものであります。

議案第3号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の改正により、施設等に入所したことにより住所が移った国保加入者が75歳到達においても前住所地の後期高齢者医療保険の被保険者とする改正であります。

議案第4号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団等に係る損害補償の基準を定める政令の改正により、損害補償の扶養親族加算額が改定されたため、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

議案第5号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例につきましても、介護保険法施行令等の改正により、介護保険料並びに過料を科す規定の一部が改正されたため、福崎町介護保険条例を改正するものです。

議案第6号、第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定については、高齢者の保健、福祉事業の供給体制の確保の観点から、第7期、平成30年度から平成32年度まででありますけれども、福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについては、平成27年度から5年間を計画期間として策定した福崎町子ども・子育て支援事業計画を、社会環境の変化に伴い、中間年次の見直しを行うことから議会の議決を求めるものであります。

議案第8号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第6号）につきましても、既定の総額から歳入歳出それぞれ4億6,600万円を減額し、84億5,740万円とするものであります。

歳出の主なものは、社会資本整備総合交付金の精査による調整や、町道大貫山田線、冠水対策事業6,000万円の増などであります。

議案第9号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の総額から歳入歳出それぞれ9,521万6,000円を減額し、22億4,780万円とするものであります。

議案第10号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ575万4,000円を追加し、2億5,130万円とするものであります。

議案第11号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましても、既定の総額から歳入歳出それぞれ9,181万5,000円を減額し16億4,510万円とするものであります。

議案第12号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について

は、収益的収入及び支出は、収入計を4億4,101万円、支出計を4億1,240万円とするものであります。資本的収入及び支出は、収入計1,130万円は変わらず、支出計を1億6,870万円とするものです。

議案第13号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出は、収入計を10億7,840万円、支出計を10億5,990万円とするものであります。資本的収入及び支出は、収入計を2億765万円、支出計を7億1,006万円とするものであります。

議案第14号、平成30年度福崎町一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億1,400万円としています。

主な事業につきましては、予算に関する概要書に主要事業として、拡充、新設、行革などを明示しながら一覧表としていますのでご参照ください。

議案第15号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億7,830万円としています。

議案第16号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,360万円としています。

議案第17号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億4,350万円としています。

議案第18号、平成30年度福崎町水道事業会計予算については、給水戸数7,900戸、年間給水量248万2,000立米とし、収益的収入及び支出は、収入4億5,730万円、支出は4億2,510万円、資本的収入及び支出は、収入1億2,090万円、支出は4億7,600万円、資本的収入及び支出は、収入1億2,090万円、支出は4億7,600万円とあります。

議案第19号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計予算につきましては、給水事業所数30事業所、年間給水量58万8,600立米とし、収益的収入及び支出は、収入4,940万円、支出は4,820万円とあります。資本的収入及び支出は、収入はなく、支出は560万円とあります。

議案第20号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算については、業務予定量は、接続件数5,400件、年間総処理水量233万立米とし、収益的収入及び支出は、収入10億8,980万円、支出は10億7,100万円、資本的収入及び支出は、収入4億9,070万円、支出は8億8,170万円とあります。

議案第21号、福崎町道路線の廃止及び認定については、道路法の規定に基づき、1級辻川田尻線外6線を廃止し、1級辻川界限線外8線を新たに認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号、教育長の任命につきましては、現教育長、高寄十郎氏の任期が平成30年3月31日付で満了するため、さらに同氏を任命することについて議会の同意を求めるものであります。

以上、報告が3件、専決の承認1件、人事案件2件、条例改正3件、予算案件で補正予算が6件、当初予算が7件、その他の案件として3件の全25件となっています。

詳細説明は、副町長、公営企業参事のほか、担当課長が行いますのでよろしく
お願い申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

暫時休憩をとります。再開につきまして10時40分とさせていただきますので、
よろしく願いいたします。



休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

◇

議長 それでは、再開したいと思います。
これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 日程第6 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議長 日程第4、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から日程第6、報告第3号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）までを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、報告第1号から第3号について、ご説明申し上げます。

この3件は、職員が公用車運転中に起こした事故でございます。このたび損害賠償の額を定め和解するため、専決処分を行ったので、地方自治体第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

報告第1号は物損事故で、事故発生日は平成29年11月3日午前11時50分ごろでございます。事故の発生場所は、秋まつり会場の福崎町文化センター駐車場、相手は〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。損害賠償額8万2,246円で和解が成立し、平成29年11月22日に専決処分をさせていただきました。

報告第1号資料をごらんいただけたらと思います。事故の概要は、農林振興課職員が文化センター駐車場にて駐車していた町公用車をバックして移動させる際、相手方の乗用車が1の方向へ通り過ぎたのをルームミラーで確認し、後退しましたが、相手方の車はBの駐車スペースに入れるためバックしたため、町公用車の左後方が接触したものでございます。

続きまして、報告第2号でございます。報告第2号も物損事故で、事故の発生日は、平成29年10月26日午前10時40分ごろとなっております。事故発生場所は、南田原姫学こども園駐車場、相手は社会福祉法人福崎福祉会〇〇〇、〇〇〇〇さんでございます。損害賠償額は、園庭フェンスの修理に要する費用5万4,000円で和解が成立し、平成30年1月30日に専決処分をさせていただきました。

報告第2号資料をごらんください。事故の概要は、福崎町給食共同調理センター、アルバイト配送員が、同園に給食を配送するため、園庭北側の駐車場にて配送車を後退させる際に、配送車右側後方が園庭のフェンスに接触したものでございます。

続きまして、報告第3号でございます。報告第3号は、平成27年11月16日に農林振興課職員が起こした事故で、物損分については和解が成立し、平成28年3月定例会で報告をさせていただいております。今回は、人身分として和解が成立したので報告するものでございます。

事故の発生日は、平成27年11月16日午後1時10分ごろで、事故発生場所は、福崎町福崎新270番地先、相手方は、当時、〇〇〇〇〇〇〇〇学生の〇〇〇〇さんでございます。

報告第3号資料2ページをごらんください。事故の概要は、職員が運転する車両が町道173号線から右折しようとして、国道312号へ進入した際に、国道を西進してきたオートバイの進行を妨げ、車両右側後部と接触し、オートバイは反対車線にはみ出し、反対側から東進してきたトラックにも接触し、転倒したものでございます。このたび、〇〇〇さんの症状が固定し、町委託の共済サービスと相手方弁護士との協議の結果、交通事故の人身損害賠償額として、治療費、後遺障害、その他一切の損害として、3,177万9,958円を積算し、そこから相手方の過失割合10%を相殺して、〇〇〇さんの人身損害賠償金が確定をいたしました。損害賠償額は2,860万1,962円でございます。金額は高額であります。議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の指定、ただし書きに該当するため、平成30年2月20日に専決処分をさせていただきます。関係者の皆様に多大な心配やご迷惑をおかけしたことを、改めておわび申し上げます。

以上、報告第1号、第2号、第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

日程第7 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号））

議 長 日程第7、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第1号について、ご説明申し上げます。

今回の専決につきましては、町長が提案説明並びに報告第3号で専決処分になりました人身事故の損害賠償の額を定め和解することに対し、損害賠償金の支払いが必要なことから、やむを得ず専決をさせていただいたものであります。

専決内容につきましては、次ページの専決処分書によるもので、2月20日付で平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号）を定めるものであります。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,320万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を89億2,340万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。事項別明細書の3ページ、4ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、専決処分に至った経緯をご理解いただきますとともに、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

日程第8 議案第2号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について

議 長 日程第8、議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第2号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、ご説明いたします。

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合は、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理するため、昭和2年2月に設置され、市川町のほか福崎町、姫路市、加西市で構成しています。組合議員の定数は50人です。1月9日付で本組合管理者から、田原選挙区12名中1名に欠員が生じたため、後任の組合議員の選出をするよう依頼がありました。田原地区に推薦を依頼した結果、住所、福崎町南田原1155番地3、氏名、牛尾善秀、生年月日、昭和19年12月8日が推薦されたので、議会の同意を求めるものです。議案第2号資料には、この組合の概要について添付をしておりますので、ご参照ください。牛尾氏は見識と備えた適任者でありますので、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

日程第9 議案第3号 福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第9、議案第3号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第3号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の条例は、平成27年5月に成立した、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の改正法の一部施行によるもので、平成30年4月1日から施行するものです。

議案第3号資料、1ページをごらんください。まず、住所地特例の制度について、ご説明いたします。

国民健康保険などの制度において、福崎町内の自宅から別の市町村の有料老人ホームなどに入居した場合、移転先の住所に住民票を移しても、転出前の福崎町の国民健康保険の被保険者資格のまま残るというものです。施設等を多く抱える自治体へ、施設入所のための住所移転がふえると、当該自治体を管轄する保険者の財政を圧迫することになります。それを防ぎ、負担が過大にならないようにするための措置です。

下段の表の現行制度の部分をごらんください。福崎町の国民健康保険の被保険者が、例えば、岡山県岡山市に県外転出し、施設入居した場合には、福崎町の国民健康保険の被保険者のまま残り、いわゆる住所地特例がきくのですが、この方が75歳年齢到達で後期高齢者医療保険に移るとき、現行の制度では、兵庫県の広域連合ではなく、転出先の岡山県の広域連合の被保険者となります。この制度上の矛盾を解消し、改正後部分にお示しするように、75歳の年齢到達により、後期高齢者医療保険に移っても、住所地特例が継続し、兵庫県の広域連合の被保険者となるような法律の改正を受け、今回、条例改正をするものです。

条例の改正部分は、資料2ページの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

以上で、議案第3号の提案説明とさせていただきます。ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第10 議案第4号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第10、議案第4号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第4号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第4号資料の1ページをごらんください。今回の改正は、一般職、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年に改正され、平成29年4月、平成30年4月と段階的に扶養手当の支給額が変更されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が昨年引き続き改正されたため、当該政令に基づき制定している本町条例について改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、損害補償の補償基礎額の算定において、扶養親族がある場合、その加算額及び加算対象区分について変更するものでございます。例えば、下段の表、左から2列目、第1号配偶者の列ですと、平成29年度では、加算額は333円でしたが、平成30年度以降は217円となります。同じように、第2号の子ですと、一律333円に、また、孫、父母等は一律217円と、表のとおり変更になるものでございます。この条例は、平成30年4月1日から施行し、経過措置として、施行日前に支給すべき事由が生じた損害補償については、なお、従前の例によるものとしたします。

資料2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いをいたします。

日程第11 議案第5号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第6号 第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

議 長 日程第11、議案第5号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、及び、日程第12、議案第6号、第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての両議案を議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第5号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、第7期介護保険事業期間の平成30年度から平成32年度までの65歳以上の第1号被保険者の保険料に関する改正と、過料を科す規定の改正を行うものでございます。

議案第5号資料1ページから6ページに関係資料をお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料2ページをごらんください。左の欄は、第7期保険料に係る保険給付費の推計でございます。保険給付費は、厚生労働省の指示で、第6期の実績と伸び率を用いた見える化システムを使用し、3年間の要介護認定者数の増加や、制度改正等を勘案し算定いたしました。平成30年度は対前年度比102.7%、平成31年度は103.6%、平成32年度も103.6%を見込み、3年間の給付費総額は46億2,220万円、地域支援事業費は2億6,000万円を見込みました。右の欄は保険料の算定です。①の給付費と②の地域支援事業費の合計に、③の負担率23%を乗じ、調整交付金の5%との差額を加え、保険料軽減のため、財政調整基金を3,000万円繰り入れ、被保険者数と収納率で割り、資料3ページをごらんいただきますと、⑫の月額保険料基準額を5,780円といたしました。なお、このたび提案しています保険料は、介護報酬改定や消費税引き上げ、介護職員の処遇改善に伴う財政影響額も加味して算定を行っております。

次に、資料4ページをお願いいたします。右欄の改正後の表が平成30年度からの第7期の所得段階別の保険料です。第5段階が基準額で、月額5,780円、

年額6万9,300円となり、第6期と比較し、10.3%増、年間では6,500円の増となります。今回の保険料段階における改正点は、第7段階の合計所得金額が190万円未満から、200万円未満に、第8段階については、290万円未満から300万円未満に改正されます。第7段階の対象者は724人、第8段階は344人の見込みです。

それでは、条例の改正について、ご説明いたします。資料5ページをお願いいたします。第2条第1項、2項、5項の改正は、年度を平成30年度から32年度までとする改正です。次に、保険料の年額を先ほどの資料4ページのとおり、第2条第1項第1号は第1段階3万4,600円から第10号は第10段階で11万7,900円まで、それぞれ改正します。第3項と第4項の改正は、年度と資料4の所得段階の所得額の改正で、第3項は第7段階を200万円未満に、第4項は第8段階を300万円未満にそれぞれ変更する改正です。6ページ、第6項の改正につきましては、第1段階の軽減年度の改正と、年額3万1,200円とする改正でございます。第16条の改正は、介護保険法の改正により、第2号被保険者の配偶者やその世帯員に対して、第1号被保険者と同様に、文書の提出や提示等に従わない場合に、過料を科すことができるようにするため、被保険者に改正します。

附則として、この条例は平成30年4月1日から施行します。また、経過措置として、改正後第2条の規定は、平成30年度以降の年度分から適用し、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第6号、第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、ご説明申し上げます。

この計画は、老人福祉法に基づき、高齢者福祉事業に関する施策の方向性等に関する事項を定める高齢者福祉計画と、介護保険法の基づき、円滑な事業の実施に関する事項を定める介護保険事業計画を定めるものです。計画策定に当たり、福崎町議会基本条例第22条第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

介護保険事業が平成12年に創設されて、19年が経過をいたしました。第7期の計画は、平成30年度初年度とし、平成32年度までの3年間を計画期間といたします。この計画は、第1章、計画の策定に当たって、から、第5章の介護保険費用等の見込みと介護保険料までの構成としています。主なものを説明いたします。

議案6ページをお願いいたします。第7期制度改正の主な内容です。(1)では、地域包括ケアシステムの進化、推進が掲げられており、自立支援や重度化防止、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどが規定されています。

(2)持続可能性の確保では、利用者負担の見直しなどが規定されています。

次に、10ページ、(3)をお願いいたします。年齢別人口と高齢化率の将来予測です。平成29年から、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年までの推計です。人口は1万9,462人から、平成37年には1万9,127人となり、335人、1.7%減少しますが、65歳以上の高齢者は、5,349人から5,604人となり、255人、4.8%の増となります。平成37年の高齢化率は29.3%で、1.8ポイント上昇する見込みです。15ページから20ページにつきましては、第6期3年間の高齢者に関する事業の状況で、各種介護予防事業等を実施しております。

次に、21ページから29ページまでにつきましては、65歳以上の一般高齢

者及び要支援認定者等を対象に実施したアンケート調査から見る現状をお示ししております。

次に、53ページをお願いいたします。(2)では、高齢者が増加していく中で、認知症などに対する相談支援体制の充実のため、その中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化が規定されました。今後は、介護保険運営協議会等で、各種業務の自己評価をもとに議論等を行うとともに、身近で気軽に相談できる環境づくりや適切な助言、支援が行えるよう努めます。

61ページをお願いいたします。(2)施設サービスでは、③の介護療養型医療施設、当町では平野病院が該当をいたしますが、平成35年度末に廃止される予定であり、制度改正により、平成30年4月から創設される④介護医療院への転換等を進めます。

次に、65ページをごらんください。(2)介護給付の適正化では、制度の健全で適正な運営の確保を図るため、兵庫県と連携し、事業者等に指導監査を行います。②介護給付の適正化の推進は、主要5事業等の適切な実施に取り組み、給付内容の審査に努めます。

次に、77ページをお願いいたします。生活支援、介護予防サービスの体制整備では、高齢化の進展に伴い、支援を要する高齢者が増加しています。この課題に対応すべく、平成28年1月に生活支援協議体を設置し、今ある資源の活用やサービス創出に向けて議論をしています。また、地域支え合い会議を開催し、地域住民の困りごとをみんなで考えることで、地域でのサービス創出に取り組んでいます。

次に、84ページでは、議案第5号でも説明をいたしましたが、第7期保険料に関する主な改正点をお示ししております。

85ページから94ページまでにつきましては、30年度から3年間の各サービスの利用者数、サービス給付費等の見込みをお示ししております。

次に、97ページをお願いいたします。現時点での保険料につきましては、先ほども申し上げましたが、表の⑫の欄で、月額基準額は5,780円と算出しています。その下、参考の表、最下段でお示しをしておりますが、第6期と比較しますと、540円の増額、10.3%の増となります。

次に、98ページにつきましては、所得段階別保険料で、第6期と同様第1段階から第10段階といたします。

以上で、事業計画の説明を終わります。議案第5号、第6号につきましてご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第13 議案第7号 福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

議 長 日程第13、議案第7号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第7号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、説明申し上げます。

福崎町子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援新制度に基づく今後の福崎町の子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、福崎町子ども・子育て会議での決定を経て、平成27年3月に議会の議決をいただき、策定しているものです。

計画の期間は平成27年度から31年度までの5年間となっています。保護者の就労形態の多様化、女性の社会進出、子ども・子育て支援新制度施行による環

境の変化等により、必要に応じ中間見直しを図ることとされています。

今年度は計画の3年目に当たり、新制度施行後3年目でもあることから、全国的に計画値と実績値とで乖離が見られ、国から中間見直しが必要な場合、今年度中に行うよう通知があり、それを受けて見直しを行うものです。

議案は見直し後の案となります。議案第7号説明資料の見直し前後対照表で説明させていただきます。資料の右下にページを打っております。1ページをお願いいたします。1ページの左側が見直し後、右側が見直し前の対照表となっています。見直した箇所には、左側の見直し後で下線を引いています。1ページは目次で、左側中段少し上の下線部分、中間見直しの趣旨の1項目がふえ、以下、見直しはページが1ページ後ろへずれています。

3ページをお願いいたします。第4節、計画の中間見直し、第1項、中間見直しの趣旨として、1ページ追加しています。下段の点線で囲ってある部分が内閣府の指針になります。見直しの要否の基準としては、計画と実績で目安として、概ね10%以上の乖離がある場合には、計画全体を見直すこととされています。

4ページをお願いいたします。左側中段少し上、保育のところに下線を引いております。右側で新制度施行前は2号認定を教育という言葉が予定されていましたが、施行後はありませんので、保育のみとしています。2号認定は3歳から5歳児の保育で、1号認定は3歳から5歳児の教育です。下段の表ですが、1号認定の教育は、利用者負担額が安く設定されていることもあり、計画より実績人数が増えたため、増加を見込んでいます。

5ページです。上段の2号認定、保育ですが、1号認定が増えたため、同年齢の2号認定は実績に基づき減少を見込んでいます。中段の3号認定、0歳児は、実績に基づき増加を見込み、利用施設の希望が特定の園に偏ることに対する対応として、施設改修の検討を記述しています。下段の3号認定、1・2歳児は、実績で現状維持とするものの、利用施設の希望が特定の園に偏ることに対する対応として、施設改修の検討を記述しています。

6ページをお願いいたします。上段の3号認定は、全ページの合計です。中段の延長保育は、保育認定を受けて園に通っている園児の時間外での保育になりますが、実績に基づき増加を見込みます。

7ページをお願いいたします。上段の放課後児童健全育成事業、学童保育園ですが、実績が大幅に増えており、増加を見込みます。中段の子育て短期支援事業は、保護者の疾病等に伴う児童ショートステイで、27年度、28年度の実績はありませんが、29年度は実績が出ておりますので、現状維持としています。

8ページです。上段の子育て支援拠点事業、子育て支援施設3カ所での親子の活動ですが、実績に合わせ、増加を見込みます。中段から下の一時預かり事業（幼稚園型）は、1号認定が増えたこと、1号認定で時間外の利用人数が多いことなどから増加を見込んでいます。ここでは教育を想定しており、2号認定のこの制度はなくなっています。

9ページをお願いいたします。一時預かり事業（一般型）は、園に通っていない児童を一時的に保育するもので、実績に基づき減少を見込んでいます。病児・病後児保育については、平成31年度の広域実施に向け、調整を図ります。

10ページをお願いいたします。上段の利用者支援事業は、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を、計画より2年前倒しで設置しています。

11ページをお願いいたします。療育支援訪問事業は、実績に基づき増加を見込みます。

12ページをお願いいたします。上段の下線部分では、子育て世代包括支援セ

ンター（母子保健型）の設置について、また、中段の学童保育では、対象学年の拡大、開所時間の拡大を実施している旨を記述しています。

13ページをお願いいたします。中段の病児・病後児保育事業で、広域での事業実施についての調整を図る旨を記述しています。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第14 議案第8号 平成29年度福崎町一般会計補正予算（第6号）について

議 長 日程第14、議案第8号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第8号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

補正内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億6,600万円を減額し、補正後の予算総額を84億5,740万円とするものであります。歳入歳出予算の内訳につきましては、第1表にお示しをしております。また、補正後の予算の一部につきましては、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を設定しております。

まず、歳入歳出予算の補正の概要につきましては、第1表でご説明申し上げますので、議案の3ページをお開きください。

歳出補正の主なものは認定こども園費で、複数園での保育士の処遇改善等加算の増加により、私立認定こども園施設給付費負担金が1,090万円の増額補正を、また、道路新設改良費において、国の社会資本総合整備事業の補正予算の配分を受け、町道大貫山田線の冠水対策として、水路整備事業等を行うことなどにより、6,000万円の増額補正を、減額補正の大きな要因は、土木費、福崎駅周辺整備で、事業費総額1億1,110万円、その他の道路橋梁関係で、1億1,180万円、下水道事業への繰り出しが1億94万円の減額であります。

一方、1ページ、2ページの歳入では、先ほどの歳出の増減に伴いまして、それぞれの財源を構成するとともに、町税は個人町民税の所得割で970万円、法人町民税の税割り660万円、また、滞納繰越分の差し押さえ等の徴収強化により、970万円の増を見込みましたが、たばこ税で800万円の減を見込んだため、町税全体で1,920万円の増収見込み、地方譲与税及び地方消費税交付金などを県の実績見込みに合わせ、2,500万円の増収を見込んでおります。この結果、補正後予算で財政調整基金から2億3,550万円を取り崩すこととしておりましたが、2億1,000万円を減額し、2,550万円を取り崩すものとしております。

それでは、事項別明細書によりまして、ご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次は、議案にお戻りください。

第2条は繰越明許費でございますが、議案の5ページ、6ページをお願いいたします。

林業費の歳出でご説明しました西大貫地区治山事業で760万円と、国の補正予算により採択を受けた道路橋梁費の町道大貫山田線冠水対策事業に6,000万円、都市計画費の福崎駅周辺整備関連の補助事業で5億7,540万円、単独事業で2,620万円、農林水産施設災害復旧費で3,370万円、公共土木施設災害復旧費で250万円の計8事業で、合計7億540万円を翌年度へ繰り越

しする予定であります。

次に、議案の第3条、地方債の補正につきましては、議案の7ページ、8ページに計上をしております。利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりであります。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

- 日程第15 議案第9号 平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第10号 平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第11号 平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

議 長 日程第15、議案第9号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第17、議案第11号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第9号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,521万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億4,780万円とするものです。議案第9号資料、1ページから5ページにお示しをしておりますのでご参照ください。

まず、資料4ページをお願いいたします。保険給付費月別状況でございます。歳出の大部分を占める療養給付費は3月から12月は実績、1月、2月は推計し、実績見込みにより補正するものです。一般と退職に分けておりますのは、それぞれの療養給付費に対して歳入の財源構成が異なるため分けております。左の欄の全被保険者数は、4月4,404人、1月は4,157人と247人減少しております。一般分は、1月4,090人で、4月から219人減少、退職者分は67人で、28人減少しております。療養給付費の見込みは、一般分では決算見込の補正後予算11億5,600万円で、1,000万円の減額、高額療養費は、一般分1億5,800万円で、900万円の減額を見込んでおります。

資料2ページをお願いいたします。歳出の勘定表でございます。29年3月補正額案の列をごらんください。保険給付費は先ほどの資料で合計2,530万円の減額、後期高齢者支援金から保険事業費までの各項目は実績及び見込みにより補正するもので、共同事業拠出金は、県内市町の互助事業であり、兵庫県全体の医療費が当初見込みより下がったため、7,805万4,000円を減額いたします。保健事業は人間ドック等の実績によるものと、計画策定委託料入札減により、628万5,000円を減額するものです。

資料1ページをお願いいたします。歳入では、保険税につきましては、当初に税率を上げる見込みで計上していたため、4,090万円の減となっております。徴収率は、現年度医療分で94.5%で、退職者分で99%を見込んでおります。国庫支出金から県支出金までは実績見込み及び確定した交付額により、それぞれ補正いたします。共同事業交付金は、歳出でもありました相互互助事業で7,625万8,000円減額いたします。繰入金では、基金繰入金として、1,40

0万円を増額いたしました。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第10号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ575万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,130万円とするものです。補正の内容は保険料の実績見込みによる増額、保険基盤安定納付金の確定による増額などを補正するものです。議案第10号資料にお示ししておりますので、ご参照ください。

第1表につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第11号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,181万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億4,510万円とするものです。議案第11号資料、1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料3ページをお開き願います。65歳以上の人口推移は29年4月5,335人、12月では5,354人で、19人の増となり、左上にありますように高齢化率は27.6%です。要介護認定者数は4月904人、12月914人で、10人の増となり、右側、上の表ですが、介護度別では、要介護1が多く167人、18.3%を占めています。今回の歳出の補正では、介護給付費の減が大きく、全体で9,181万5,000円の減額をお願いするものです。

それでは、議案書の事項別明細書で主なものを説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

議案第9号から第11号までの3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 途中でございますけれども、暫時休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からよろしくお願いいたします。

◇

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

◇

議長 それでは、再開したいと思います。

日程第18 議案第12号 平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第19 議案第13号 平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第3号)について

議長 続きまして、日程第18、議案第12号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、及び日程第19、議案第13号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第3号)についての両議案を議題といたします。両議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 まず、議案第12号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。

補正予算第2条は収益的収入及び支出の予定額であります。収入、水道事業収益は239万円を減額し、4億4,101万円に、支出の水道事業費用は1,568万4,000円を減額し、4億1,240万円とするものであります。

補正予算の第3条は資本的収入及び支出の予定額です。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額は資本的支出額に対し不足する額を1億5,740万円に改め、その補填額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,033万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,706万3,000円に改めるとともに、支出、資本的支出を2,000万円減額して、1億6,870万円とするものであります。

次の次のページ、水補1ページ、2ページには、本補正予算の実施計画を添付しておりますが、詳細な説明につきましては、議案第12号資料をごらんください。

資料1ページは収益的収入及び支出で、上段が収入であります。営業外収益の消費税還付金は、建設改良の事業費が少なく、還付が発生しなかったため、皆減いたします。下段の支出では、営業費用で原水及び浄水費は修繕費や動力費で800万円を減額、配水及び給水費は、修繕費及び材料費で800万円を減額いたします。営業外費用、消費税は、建設改良費を減額補正するため、控除すべき課税仕入れに係る消費税が減少し、納税額が増加する見込みで31万6,000円追加いたします。

資料2ページの資本的収入及び支出の支出では、建設改良費2,000万円減額いたします。要因としましては、駅周辺整備に伴う配水管敷設工事における落札減や、一部区間を翌年度への施工に振りかえたことによるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、その他の説明書資料としましては、水補4ページには予定キャッシュフロー計算書、水補5ページから7ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益は1,810万円を減額し、10億7,840万円に、支出、下水道事業費用は817万3,000円を減額し、10億5,990万円といたします。また、基金取崩収入及び基金積立金支出は、資本的収入及び支出から、収益的収入及び支出に組みかえるため、支出の下段でその目的及び金額を補記しております。組みかえの趣旨は、下水道事業会計の効率的な運営を勘案したもので、基金取崩収入を減価償却費及び支払利息に充てるためのものでございます。

次の補正予算第3条は、資本的収入及び支出の予定額であります。予算第4条本文括弧書き中、不足する額を5億241万円に改め、その補填額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額700万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,633万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億3,906万9,000円に改めるとともに、資本的収入は1億9,295万円を減額し、2億765万円に、次のページ、資本的支出は822万6,000円を減額し、7億1,006万円とするものであります。

補正予算の第4条は、一般会計からの補助金の額であります。4,517万円を7,146万3,000円に改めるものでございます。

次のページ、下水補1ページ、2ページには実施計画書を添付しておりますが、内容の説明につきましては、議案第13号資料で説明を申し上げます。資料のほうをごらんください。

まず、収益的収入及び支出であります。支出から説明をいたしますので、資料の2ページをごらんください。この資料は各目、節ごとの補正予定額とその右には、公共、農集、個別のセグメントごとに内訳をお示しをしております。

営業費用は管渠費及び処理場における光熱水費や委託料、修繕料等を実績見込みにより増減、営業外費用は、利率見直し方式による利率の低下で支払利息を減額、その他、雑支出は特定収入に係る消費税等を追加し、下水道事業費用全体で817万3,000円を減額いたします。

次に、1ページにお戻りください。

収入の下水道事業収益、営業収益は、下水道使用料また一般会計負担金を実績見込みにより増減、営業外収益は一般会計からの繰り入れでありまして、繰り入れ基準に基づく経費の見直しも含めて増減をしております。

特別利益は、繰越欠損金の補填として補助を受けておりますが、平成28年度決算後4,749万円の欠損を2カ年で解消させることとして、1,000万円を減額し、下水道事業収益全体では1,810万円を減額いたします。

次に、資料4ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。支出では、建設改良費は事業の実績見込みにより852万6,000円を減額、企業債償還金は利率見直しによる利率の低下に伴い元金を増額しております。基金積立金支出は、第2条で説明しましたとおり、皆減いたしまして、総額で822万6,000円を減額いたします。

次に、3ページにお戻りください。収入では、支出の建設改良事業の実績見込みに伴いまして企業債や国庫補助金を減額、負担金は受益者負担金や工事負担金等を実績見込みにより増額いたします。一般会計出資金については、収支不足の補填に平成28年度決算後の留保資金を極力充てることとしまして、8,101万4,000円を減額いたします。また、基金取崩収入については、出資金に見合う額に減額の上、収益的収入及び支出に振りかえるため皆減いたします。この結果、一般会計からの繰入総額は5億696万円となりまして、1億94万円の減額としております。

最後に、議案にお戻りいただきまして、その他の説明資料としましては、下水補3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページから6ページには予定貸借対照表をお示しをしておりますので、ご参照ください。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

両議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

日程第20 議案第14号 平成30年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第20、議案第14号、平成30年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第14号、平成30年度一般会計予算について、ご説明申し上げます。

今年度から、当初予算に係る議案に係る説明書としまして、議案資料のほか、一番上に予算編成の概要等の24ページまでの資料と、別冊の各会計の事項別明

細書、給与費明細書等、地方債に関する調書及び実施計画書等を取りまとめ、平成30年度予算に関する説明書として取りまとめております。また、議案の予算及び詳細な説明資料は、議案ごとに別とじとしておりますので、それぞれ審議の参考としてください。

それでは、一般会計の議案第14号をお開きください。

第1条は、歳入歳出予算であります。総額を90億1,400万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の一番前に添付をしております予算の概要をごらんください。

1ページの中ほどからであります。一般会計の予算総額は90億1,400万円で、前年度比3億1,400万円、率にして3.6%の増としております。その要因ですが、JR福崎駅周辺整備事業費は減少するものの、町営住宅駅前団地整備事業、橋梁補修事業並びに各施設の補修等による増が主なものであります。

予算の概要では、歳入の見込みと総合計画の6本の柱ごとに総括的に主要事業をお示ししておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

歳入につきましては、概要の5ページをお開き願います。

一般会計歳入内訳であります。1款町税は、前年度比280万円増の32億4,110万円を計上しております。個人町民税所得割は、所得の伸びを若干見込み2,050万円の増、法人町民税税割は、緩やかな景気の回復により1,200万円の増、固定資産税の家屋は、評価替え年度の経年減価により、2,480万円の減を見込んでおります。議案14号資料の4ページに、税の当初予算前年度比較表をお付けしておりますので、ご参照ください。

10款地方交付税における普通地方交付税につきましては、前年度よりトップランナー方式を見込み、基準財政収入額が固定資産税の家屋、たばこ税の減収見込みがあるものの個人町民税所得割、法人町民税税割及び地方消費税の増収見込みにより、前年度算定額に比べ増加を見込み、基準財政需要額は下水道費の資本費平準化債、地域経済基盤強化雇用対策等対策費の皆減等の影響により減少を見込んだため、普通交付税と臨時財政対策債の合計で、対前年度算定額比約9,045万円の減の13億7,100万円を見込みました。

14款国庫支出金、21款地方債は、JR福崎駅周辺整備事業費は減少するものの、町営住宅駅前団地整備事業等により、国庫支出金は約6,200万円増の11億8,960万円を、地方債は約2億1,220万円増の13億4,170万円を見込んでおります。

5ページの最下段では、1款から11款と臨時財政対策債を合わせた一般財源総額を記載しております。7,320万円減の52億8,010万円を見込んでおりますが、歳入歳出の見積もりの結果、一般財源が不足する額1億9,400万円につきましては、財政調整基金から繰り入れて予算編成を行っており、平成27年度から引き続き、4年連続で多額の財政調整基金を取り崩す厳しい予算となっております。

歳出予算の概要につきましては、町長の所信表明のとおりでございます。

概要の13ページからは、第5次総合計画の施策ごとに主要事業を取りまとめております。本日の説明につきましては、事項別明細書に沿って、これらの主な事業について説明をさせていただきます。なお、事業名称、概要の前に新規事業、拡充事業の表示のほか、福崎町総合戦略に位置づけた事業は「総」で、行政改革の事項につきましては「行」でお示しをしておりますので、ご参照ください。

各目の説明に入ります前に、職員給について、総括的にご説明申し上げますので、議案資料1ページをお開きください。

この資料では、一般会計の目ごとと特別会計ごとの配置職員数それぞれの増減理由と総人件費をお示ししております。1行目の一般会計に属する職員数は、一般職126人、再任用4人と嘱託臨時職88人の合計218人、下から2行目になります全会計では、一般職150人、再任用4人、嘱託臨時職92人の合計246人です。前年度と比較して6人減となっております。6人の減となりました主な要因は、正規職員の退職によるものであります。人件費総額では、前年度比較で2,077万7,000円の減となります。正規職員が退職等により6名減となることなどにより、給料が1,965万1,000円の減、昇級、人事院勧告等の影響により、期末勤勉手当で432万2,000円の増、県共済負担金は退職手当組合の掛け率の引き下げにより911万5,000円の減、共済組合負担金が負担率の変更により622万5,000円の増となります。なお、全会計の一般職に係る給与費明細書につきましては、議案資料2ページから3ページに添付しておりますので、審議の参考としてください。

それでは、歳出目ごとに説明申し上げますので、事項別明細書101、102ページをお開きください。限られた時間でありますので、各目の予算額や目の概要説明は省略させていただき、主要な事業の取り組み内容や新規事業の補足説明を中心に申し上げます。

また、説明の内容では、町長からの冒頭の挨拶、各課重点事項と重複する部分も多々ございますが、ご了承ください。議会費から順次説明を申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

歳入歳出についての説明は以上でございます。次は議案にお戻りください。

第2条は地方自治法第214条第1項の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表に計上しておりますので、議案の5ページをお開きください。

ごみ収集運搬委託事業Cは一般廃棄物収集運搬の一部区域の可燃ごみ収集、全町の不燃ごみ収集業務について、平成31年度から平成32年度までの委託契約を締結するに当たり、債務負担行為をお願いするもので、限度額は2,600万円としております。下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法の関係においての橋本株式会社への委託が、平成30年度で終了いたします。議案資料20ページ、21ページにごみ収集業務内容等をお示ししておりますので、ご参照ください。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債について、第3表に計上しておりますので、議案の6ページから8ページをごらんください。歳入、地方債でご説明申し上げました額を、それぞれ目的ごとに限度額として計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれに記載のとおりとしております。

鑑に戻りまして、次に、議案の第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入の最高額は15億円といたします。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用できる場合として、各項に計上した給料、職員手当、共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できるものとするものです。

以上、議案第14号、平成30年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 説明の途中でありますけれども、暫時休憩をさせていただきます。再開につきましては、午後２時１０分をお願いしたいと思います。

◇

休憩 午後１時５５分

再開 午後２時１０分

◇

議 長 それでは、再開いたします。

- 日程第２１ 議案第１５号 平成３０年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第２２ 議案第１６号 平成３０年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第２３ 議案第１７号 平成３０年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第２１、議案第１５号、平成３０年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についてから日程第２３、議案第１７号、平成３０年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第１５号、平成３０年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ１９億７，８３０万円とするものです。また、第２条は、一時借入金の総額を８，０００万円と定めるものです。

議案第１５号資料１ページから７ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

資料１ページをお願いいたします。平成３０年度の予算編成方針です。６行目からになりますが、町長が所信表明でも申し上げましたように、制度の改善と国民皆保険体制の安定化を図るため、国は兵庫県が財政運営の責任主体として、事業運営の中心的な役割を担うよう、制度創設以来の大きな改正を行います。町では、資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細やかな事業を引き続き行います。また、保険税の算定については、資産割を廃止し、４方式から３方式へ完全に移行します。

平成３０年度の主な改正点は、課税限度額の見直しが行われます。また、昨年に引き続き、低所得者に対する軽減措置を拡大し、２割、５割軽減の対象となる所得基準額の引き上げを行います。あわせて７０歳以上の高額療養費に係る自己負担限度額の見直し等を行います。また、来年度からは兵庫県が財政運営を担うようになることから、予算科目が大きく変更となります。

資料４ページの歳出をごらんいただきますと、保険給付費、国保事業費納付金の二つ、３ページの歳入をごらんいただきますと、保険税、県支出金、繰入金の三つが科目の柱になってきます。県から入ってくる公費と、繰入金を除く額を保険税で集めるという形になります。これら新制度に対応するよう、医療費及び被保険者の動向等を考慮し、積算をいたしました。

歳出面において、その大部分を占める保険給付費は、被保険者数４，０８０人を見込み、過去３年間における給付状況、対前年の伸び率等を勘案し、兵庫県から示された額を科目ごとに配分をいたしました。療養給付費は、一般分で前年度当初予算比０．３％増の１１億７，０００万円、退職分では、対象者の減少により、前年度当初予算比６０．５％減の７９０万円を見込みました。県からの指示額で計１３億７，５２９万円を組んでおりますが、今後はほとんど全ての保険給付費を交付金で受け入れることになり、年度途中で医療費がどれだけ伸びようと、

その財源は保障されるというところが、これまでと異なる点となります。

保健事業費は、第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査、特定保健指導を実施し、健診受診率向上に努めるとともに、第2期データヘルス計画に沿った効率的な保健事業を実施いたします。

国民健康保険事業費納付金については、兵庫県から示された額を医療分、後期分、介護分に区分して措置しております。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率を参考に、税負担の急激な増加を抑制するよう考慮し、適正な税率設定を行います。現年度分については、医療支援介護分を収納率94%、3億6,170万円と見込んでおります。ただしこの税額につきましては、あくまでも予算積算のための仮の税額であり、5月に所得が確定した後に見直しを行います。

県支出金につきましては、それぞれ示された額を措置しております。

また、国保財政調整基金から1,500万円を繰り入れ、制度改正に伴う税負担の激変緩和をはかります。

なお、資料7ページには税率試算案をお示ししておりますが、制度改正の初年度であり、まだまだ不透明な要素もあるため、5月の税率本算定時には、情報を十分把握し、適切な額を設定いたします。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書で、ご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第16号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,360万円と定めるものです。

議案第16号資料1ページから4ページにお示ししておりますので、ご参照ください。

まず、資料1ページ、当初予算案をごらんください。この特別会計の歳入は、兵庫県広域連合が賦課する保険料の徴収と、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金及び職員給与費と事務費をともに一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与等と保険料徴収事務経費及び保険基盤安定負担金と保険料を合わせて、広域連合に納付するものです。

資料2ページをお願いいたします。75歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定です。診療報酬の改定とあわせて、2年に1度改定されます。平成30、31年度の保険料率は、均等割額が年額4万8,297円から4万8,855円に、558円の改定増となり、所得割率は10.17%に据え置かれます。保険料上昇抑制のため、前年度までの剰余金を積み立てた給付費準備基金96億4,000万円を全額活用し、1人当たり平均年保険料を4,918円軽減し、現行の7万9,979円から8万85円に106円、0.13%の増額となります。

資料4ページをお願いいたします。広域連合では2年間平均で1人当たり給付費を95万9,212円と見込み、被保険者数は兵庫県全体で77万7,739人として、保険料を算定しています。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第17号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計予算に

ついて、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億4,350万円と定めるものです。

議案第17号資料1ページから5ページにお示しをしておりますので、ご参照ください。

資料1ページをお願いいたします。平成30年度は、第7期事業計画の初年度となり、介護保険制度が施行され19年目を迎え、サービス給付費も年々増加しています。第6期に引き続き、介護予防対策の推進、サービス提供体制の充実を図り、安心して安定的にサービスが利用できるよう努めてまいります。

平成30年度の主な改正点は、第7期保険料を第6期月額基準額5,240円から、10.3%増の5,780円と算出しました。65歳以上の第1号被保険者の給付負担率が22%から23%へ1%増となります。保険料所得段階は、第6期に引き続き、10段階とすることで、所得水準に応じて、細やかな保険料設定としています。

また、平成30年8月から、利用者の自己負担割合2割の方で、特に所得の高い層の負担割合が3割となります。平成30年度の予算編成は、これらの制度改正を勘案し、積算しました。

歳出では、事業計画の被保険者数5,448人を見込み、要介護認定者数は895人を見込んでいます。サービス給付費は平成29年度決算見込及び報酬改定分等を見込み、14億8,570万円、対前年度当初予算比96.9%を計上しています。地域支援事業費では、介護予防事業の効果的な推進のため、要支援者等の自立支援、重度化防止を目的に、専門職による地域ケア会議を開催します。保健師等、人件費を合わせ、8,600万円を計上しています。

歳入においては、所得段階第1段階の保険料を0.05%軽減し、低所得者保険料軽減負担金として、国、県、町がそれぞれの割合で負担します。町は一般会計から230万8,000円を繰り入れます。国、県等の負担金は、歳出に見合うルール分を計上いたしました。

第1表歳入歳出予算は、事項別明細書により、説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で、議案第15号から第17号までの説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24 議案第18号 平成30年度福崎町水道事業会計予算について

日程第25 議案第19号 平成30年度福崎町工業用水道事業会計予算について

日程第26 議案第20号 平成30年度福崎町下水道事業会計予算について

議 長 日程第24、議案第18号、平成30年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第26、議案第20号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 まず、議案第18号、平成30年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数7,900戸で前年度比1.3%増、年間給水量は248万2,000立方メートル、前年度比で1.5%増で、1日平均給水量を6,800立方メートルとしております。

主な建設改良事業は、福崎工業団地配水池更新事業、福崎企業団地舗装本復旧事業、町道西治西谷線、西谷川水管橋敷設替事業、福崎駅周辺整備に伴う配水管

布設事業などを予定しております。

議案第18号資料9ページには位置図、10ページ、11ページには工業団地配水池の計画図を添付しておりますので、ご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億5,730万円で、前年度比3.1%の増、支出の水道事業費用は4億2,510万円で、前年度比0.5%の減としております

第4条の資本的収入及び支出は2ページをごらんください。資本的収入は1億2,090万円、資本的支出は4億7,600万円としており、前年度との比較では、工業団地配水池更新事業の計上により、収入、支出とも大きく増加しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,510万円につきましては、1ページ括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,177万9,000万と過年度損益勘定留保資金6,380万5,000円、建設改良積立金取崩額2億5,951万6,000円で補填するものとしております。

2ページの第5条につきましては一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第8条は他会計からの補助金、第9条は棚卸資産購入限度額について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に予算の内容につきまして、全会計を冊子にしております予算に関する説明書、水道事業会計のほうをごらんください。

水道事業会計の1ページ、2ページが実施計画となります。この明細につきまして、17ページ以降に添付しておりますので、明細書のほうで説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので、18ページをごらんください。支出は営業費用が4億1,198万円で、原水及び浄水費、19ページの配水及び給水費、20ページの総係費など、維持管理に要する経費や減価償却費、資産減耗費などを計上しております。総係費では、11節委託料で、水道事業ビジョン及び経営戦略策定業務に取り組んでまいります。

21ページ、営業外費用の1,312万円につきましては、支払利息や漏水還付金などがございます。

次に、17ページにお戻りください。収入は、営業収益が3億2,827万4,000円、うち水道料金は工業団地企業による使用料の増から若干伸びを見込みまして3億1,800万円としております。営業外収益は1億2,901万6,000円、主なものは長期前受金戻入が1億21万2,000円、建設改良事業の増により発生します消費税還付金が1,674万2,000円などとしております。

次に、資本的収入及び支出であります。23ページの支出から説明を申し上げますので、23ページをお開きください。

建設改良費は、冒頭の業務の予定量に記載しております事業などで、4億5,562万円、固定資産購入費は配水池更新に必要な用地取得費及び軽自動車や検針員バイクの購入費であります。

企業債償還金は1,810万円を計上しております。

22ページにお戻りください。資本的収入では、工業団地配水池整備に伴う一般会計出資金9,250万円、国庫補助金1,882万2,000円、その他工事負担金などを見込んでおります。

なお、議案第18号資料では、節ごとの積算内訳を添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他の説明資料としましては、3ページが予定キャッシュフロー計算書でございます。この最下段、資金の期末残高につきましては、建設改良事業の補填に、建設改良積立金を取り崩すため、2億1,800万円の減少を見込んでおります。

次の4ページから6ページは給与費明細書、8ページは、平成29年度の予定損益計算書、9ページからは、平成29年度末の予定貸借対照表、13ページからは、平成30年度末の予定貸借対照表をお示しをしておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

議案の次のページをごらんください。第2条の業務の予定量は、給水事業所数は30事業所で前年度と同数、年間給水量58万8,600立方メートルで0.8%増を見込んでおりました、1日平均給水量1,610立方メートルとしております。主な建設改良事業は、福崎企業団地舗装本復旧事業を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が4,940万円で、前年度比0.2%の増、支出の工業用水道事業費用は4,820万円で、前年度比2.6%の増を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出は2ページになりますが、資本的収入はなく、資本的支出を560万円計上しております、39%の減を見込んでおります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額560万円につきましては、1ページ括弧書きに記載のとおり、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38万2,000円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23万7,000円、過年度分損益勘定留保資金498万1,000円で補填するものとしております。

次の2ページ、第5条につきましては一時借入金の限度額、第6条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算に関する説明書の工業用水道事業会計1ページ、2ページをお開きください。こちらが実施計画となりますが、説明につきましては、17ページ以降の明細のほうで説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出であります。支出から説明させ申し上げますので、18ページをお開きください。

支出は営業費用が4,530万6,000円で、送水及び排水費、19ページの受託工事費、減価償却費を計上しております。営業外費用は289万4,000円で、支払利息や消費税納付金を計上しております。

次に、17ページにお戻りください。収入でございます。営業収益は3,500万円で、水道料金は当初予算比0.6%増の3,460万円を計上しております。営業外収益は1,440万円で、長期前受金戻入が主な収入となっております。

続きまして、資本的収入及び支出です。21ページの支出からごらんください。資本的支出は企業団地舗装本復旧に係る建設改良費320万円と企業債償還金240万円を計上しております。

なお、議案第19号資料では、節ごとの積算内訳を添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他の説明資料としましては、3ページが予定キャッシュフロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページが平成29年度の予定損益計算書、9ページからは平成29年度末の予定貸借対照表、13ページからは平成30年度末の予定貸借対照表をお示しをしております。それぞれご参照ください。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。第2条に定めた業務の予定量につきましては、接続件数5,400件、前年度比1.9%の増、年間総処理水量233万立方メートル、1日平均処理水量6,384立方メートルとしております。

主な建設改良事業は、福崎工業団地舗装本復旧事業、公共下水道ストックマネジメント事業、コミュニティプラント公共下水道統合事業、浸水対策では、川すそ雨水幹線整備事業などを予定しております。議案第20号資料の8ページ、9ページには位置図、10ページにはコミプラ統合事業の概要を添付しておりますので、ご参照ください。

第3条は収益的収入及び支出であります。下水道事業収益は10億8,980万円で、前年度比0.6%の減、下水道事業費用は10億7,100万円で、前年度比0.5%の増としております。

また、平成29年度補正予算と同様、下水道事業基金の取り崩しは減価償却費及び支払利息に充て、受取利息及び他会計補助金を基金に積み立てるため、3条に補記をしております。

第4条は、資本的収入及び支出で、2ページのとおり、資本的収入につきましては、4億9,070万円で、前年度比で22.5%の増、資本的支出は8億8,170万円で、前年度比22.9%の増を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,100万円は、1ページ括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額723万8,000円、及び過年度分損益勘定留保資金5,888万円、当年度分損益勘定留保資金3億2,488万2,000円で補填するものとしております。

第5条につきましては、企業債の限度額で、本年度から資本費平準化債を借入れまして、一般会計からの繰入額低減を図ってまいります。第6条は一時借入金の限度額、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費、第9条は他会計からの補助金、第10条は棚卸資産購入限度額を、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

次に予算の内容につきまして、説明させていただきます。予算に関する説明書の下水道事業会計をごらんください。

1ページ、2ページが実施計画でございますが、説明につきましては、20ページ以降の明細書でさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出から説明いたしますので、21ページをお開きください。下水道事業費用は、営業費用が8億6,434万円で、管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理に要する費用や、22ページ、業務費、総係費などの事務処理費用、それから、23ページ、減価償却費を計上しております。

営業外費用は2億666万円で、支払利息や消費税納付金等を計上しております。

す。

次に収入でございます。戻っていただきまして、20ページをお開きください。上段、下水道事業収益は、営業収益が3億7,603万円で、下水道使用料は工業団地事業所の接続が順調に進んでいることから、当初予算比では4.9%増の3億5,346万円を見込んでおります。一般会計からの繰り入れにつきましては、総務省の繰出基準に基づく経費に対するものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として営業収益それから営業外収益で受け入れております。

また、特別利益としまして、2,500万円を受け入れまして、繰越欠損金の解消を図ります。

続きまして、資本的収入及び支出であります。支出から説明をいたしますので、25ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費は3億5,652万8,000円で、業務の予定量で説明申し上げました各事業費、それから事務費、人件費を管路整備費及び管路整備費の雨水、処理場改良費として、それぞれ計上しております。

また、企業債償還金は前年度比2,704万4,000円増の5億2,464万5,000円を計上しております。

次に収入であります。24ページにお戻りください。

資本的収入は建設改良事業に係る企業債や国庫補助金、新規ます設置に伴う各負担金を計上するとともに、一般会計からの繰り入れについては、資本費平準化債を借り入れてなお不足する額を出資金で受け入れております。

議案第20号資料につきましては、節ごとの積算内訳も添付しておりますので、あわせてご参照ください。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュフロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページからは平成29年度の予定損益計算書、9ページからは平成29年度末の予定貸借対照表、15ページからは平成30年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いを申し上げます。

日程第27 議案第21号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第27、議案第21号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。本議案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第21号、福崎町道路線の廃止及び認定について、ご説明を申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を別紙のとおり廃止及び認定することについて、議会の議決を求めるものです。

西治地区のほ場整備事業の完了によりまして、ほ場整備に伴い廃止した町道に対応する路線の振り替え路線等として、3本の路線を廃止し、5本の路線を認定いたします。

また、大門、町道大門石引線につきましては、道路形状や利用実態に合わせた道路区域の変更に伴う路線の整理を行うため、2本の路線を廃止し、3本の路線を認定いたします。

さらに、現在整備を進めております辻川界限の道路整備事業において、現在の町道辻川田尻線ほかを廃止し、新たに辻川界限線として認定をしようとするもの

です。

議案の次のページをごらんください。廃止する路線は、2級2351号線ほか6路線、さらに次のページの、認定する路線は、3級449号線ほか8路線となります。それぞれの路線の位置等につきましては、議案第21号資料1ページ左側をごらんください。

西治地区のほ場整備関連では、廃止する路線は2級2351号線、起点は西治字後家屋敷筋244番4地先から、終点は西治字後家屋敷筋256番1地先まで、延長は146.87メートル、幅員は5.8メートルから7.8メートルです。

廃止する2本目は、4級765号線、起点は西治字下代ノ下モ686番1地先から、終点は西治字下代ノ下モ706番地先まで、延長は55.92メートル、幅員は2.2メートルから2.7メートルです。

3本目は、4級766号線、起点は西治字茶ノ木筋200番1地先から、終点は西治字下河原197番1地先まで、延長は168.96メートル、幅員は3.8メートルから4.9メートルです。

次に、認定する路線でございますが、資料1ページの右側をごらんください。

1本目は、3級449号線です。起点は西治字後家屋敷筋244番4地先から、終点は西治字後家屋敷筋2691番1地先まで、延長は218.64メートル、幅員は5メートルから7.8メートルです。

2本目は3級374号線です。起点は西治字江橋2714番地先から、終点は西治字下新田2587番地先まで、延長は794.51メートル、幅員は3.4メートルから9.7メートルです。

3路線目は、4級766号線です。起点は西治字茶ノ木筋200番1地先から、終点は西治字下河原2621番地先まで、延長は275.70メートル、幅員は3.8メートルから5.3メートルです。

4路線目は、4級765号線です。起点は西治字下代ノ下モ686番1地先から、終点は西治字下河原2604番地先まで、延長は455.87メートル、幅員は2.2メートルから5.9メートルです。

5路線目は、4級917号線です。起点は西治字中新田2522番地先から、終点は西治字下河原2592番地先まで、延長は117.85メートル、幅員は3メートルから6.2メートルとなります。

続きまして、資料の2ページをごらんください。町道大門石引線は、加治谷の悟真院の南から、林道笠形線までをつなぐ2級町道ですが、亀坪中池の堤防南下を通る道路線からさらに南側のほ場整備で整備をいたしました農道を通る道路線に区域変更を行いました。資料2ページの左側の図面で申し上げますと、図面の下側あたりに薄い破線で示しておく道路線が、道路区域変更前の2級町道大門石引線となります。そしてその下の薄い実線が変更後の大門石引線となります。この道路区域の変更によりまして、町道の格付がなくなった亀坪中池の南側堤防下の区間の整理を行います。

廃止する路線につきましては、2級116号線、基点は東田原字早戸2207番地先から、終点は東田原字早戸2203番地先まで、延長は70.44メートル、幅員は2.9メートルから5.2メートルです。

2路線目は、2級亀坪池線、基点は東田原字早戸2203番地先から、終点は東田原字森本、2316番2地先まで、延長は498.74メートル、幅員は3.2メートルから6.5メートルです。

次に、認定する路線でございます。

資料2ページの右側をごらんください。1路線目は3級450号線です。起点

は東田原字早戸 2 2 1 7 番 3 地先から、終点は東田原字早戸 2 2 0 3 番地先まで、延長は 1 4 6 . 2 4 メートル、幅員は 2 . 9 メートルから 5 . 2 メートルです。

2 路線目は 2 級亀坪池線です。起点は大貫字池ノ尻 2 7 3 5 番 3 地先から、終点は東田原字森本 2 3 1 6 番 2 地先まで、延長は 6 1 6 . 0 2 メートル、幅員は 3 . 2 メートルから 6 . 5 メートルです。

3 路線目は、4 級 9 1 8 号線です。起点は東田原字早戸 2 2 0 7 番地先から、終点は東田原字早戸 2 2 0 4 番 1 地先まで、延長は 6 8 . 8 1 メートル、幅員は 4 メートルから 4 . 8 メートルです。

続きまして、資料の 3 ページをごらんください。辻川界隈の整備の一環といたしまして、都市再生整備計画事業により、辻川界隈駐車場南の大門福田線を町民第一グラウンド線まで延伸するため、現在、用地買収交渉を行っております。税務署との協議によりまして、公共事業による税の減免を受けるためには、あらかじめ計画道路の道路認定が必要となったため、議決をお願いするものです。

廃止する路線は、1 級辻川田尻線、起点は西田原字裏畑 1 4 7 6 番 8 地先から、終点は西田原字下大明寺 1 0 4 9 番 1 地先まで、延長は 2 4 1 . 5 1 メートル、幅員は 1 1 . 9 メートルから 1 4 . 5 メートルです。

2 路線目は、1 級大門福田線です。起点は西田原字上阪 1 0 9 6 番 1 地先から、終点は西田原字下大明寺 1 0 4 9 番 1 地先まで、延長は 5 8 . 8 6 メートル、幅員は 1 6 メートルです。

次に、認定する路線でございます。資料 4 ページをごらんください。1 級辻川界隈線です。起点は西田原字裏畑 1 4 7 4 番地先から、終点は西田原字西廣岡 1 0 2 0 番 2 地先まで、延長は 4 1 5 . 0 7 メートル、幅員は 1 0 . 9 メートルから 3 0 メートルです。

以上、議案第 2 1 号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同賜りますようお願いいたします。

日程第 2 8 議案第 2 2 号 教育長の任命について

議 長 日程第 2 8、議案第 2 2 号、教育長の任命についてを議題といたします。本案
町 長 に対する詳細なる説明を求めます。

町 長 議案第 2 2 号、教育長の任命について、ご説明申し上げます。

教育長の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、町長である私が議会の同意を得て行います。

教育委員会は、教育長と 4 名の教育委員で組織されておりまして、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育長の任期は 3 年であります。

議案第 2 2 号は、現教育長の高寄十郎氏が本年 3 月 3 1 日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、高寄氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴をごらんください。住所は福崎町福田 7 4 7 番地 2、昭和 2 3 年 4 月 2 7 日生まれで、現在 6 9 歳であります。最終学歴は昭和 4 6 年 3 月に日本体育大学体育学部を卒業され、職歴は昭和 4 6 年 4 月に福崎町立福崎中学校教諭を振り出しとして、中学校教育に 3 5 年間、小学校教育に 3 年間、心身ともに健全な児童生徒の育成に尽力され、うち教頭 5 年間、校長 1 2 年間は管理職として、学校経営の充実発展に取り組んでこられました。

平成 2 1 年 1 2 月から、教育委員に任命され、教育長として豊富な経験と知識

を生かし、福崎町の教育の推進に取り組んでいただき、現在に至っています。

高寄氏は、誠実で人望も厚く、教育の専門家としての知識を備えており、教育長として、福崎町教育のさらなる充実、発展に取り組んでいただけるものと確信しております。

審議の参考にさせていただくために、議案第22号資料に、高寄氏の「わたしの抱負」をお示ししていますので、ご参照していただき、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。

なお、次の定例会2日目は3月6日（火）午前9時30分から再開いたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午後3時10分